

2026年3月6日

各位

会 社 名 トヨタアセット準備株式会社
代 表 者 名 代表取締役 戸 田 陽

**株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

トヨタアセット準備株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年1月14日、株式会社豊田自動織機（証券コード：6201、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）プレミアム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者株式の全て（但し、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」といいます。）が所有する対象者株式 74,100,604 株（所有割合（公開買付者プレスリリース（以下に定義します。）の「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義しております。以下同じです。）：24.66%、以下「トヨタ自動車所有対象者株式」といいます。）、及び、対象者が所有する自己株式を除きます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026年1月15日より本公開買付けを実施しておりますが、2026年3月6日、本公開買付けにおける買付け等の期間の変更を行うことを決定いたしました。なお、2026年3月6日13時時点で本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等は約 90,902,000 株（所有割合：30.25%）です。ただし、当該株券等の数は、2026年3月6日13時時点において実務上把握可能な概数であり、また、当該申込みを行った株主は、公開買付け期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

これに伴い、2026年1月14日付「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2026年2月12日付及び2026年3月2日付「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」により変更された事項を含み、以下「公開買付者プレスリリース」といいます。）の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

なお、本予告プレスリリースで公表した 16,300 円（以下「当初本公開買付け価格」といいます。）から 18,800 円に引き上げたこと（以下「本買付け価格変更」といいます。本買付け価格変更に至る経緯の詳細については、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。）を除き、本予告プレスリリースで公表した主要な前提条件に変更はありません。

本取引は、①本公開買付け、②（ア）本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までの期間における、本普通株式出資（トヨタ不動産）及び本優先株式出資並びに本普通株式出資（公開買付者親会社（1回目））、（イ）本公開買付けの決済後における、公開買付者親会社によるトヨタ自動車及

びトヨタ不動産の取締役会長である豊田章男氏（以下「豊田氏」といいます。）を割当先とする普通株式の第三者割当増資（以下「本普通株式出資（豊田氏）」といいます。）（注5）及び公開買付者による公開買付者親会社を割当先とする普通株式の第三者割当増資（以下「本普通株式出資（公開買付者親会社（2回目）」といいます。）、③本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした（i）トヨタ自動車による自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）」といいます。）、（ii）デンソーによる自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（デンソー）」といいます。）、（iii）豊田通商による自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（豊田通商）」といいます。）及び（iv）アイシンによる自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（アイシン）」といいます。）（（i）～（iv）を総称して、以下「本自己株式公開買付け」といい、（i）及び（iii）を総称して、以下「本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商）」といい、（ii）及び（iv）を総称して、以下「本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）」といいます。）並びに対象者による本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商）への応募、④本公開買付けにより、本公開買付対象株式の全てを取得できなかった場合に対象者の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとすることを目的として実施される会社法第180条に基づき行う株式併合（以下「本株式併合」といい、本株式併合により対象者の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続を「本スクイーズアウト手続」といいます。）、⑤本スクイーズアウト手続の完了を条件として対象者によって実施されるトヨタ自動車所有対象者株式の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）、⑥本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）及び対象者による本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）への応募からそれぞれ構成されます。なお、本株式併合の詳細については、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、本普通株式出資（公開買付者親会社（1回目））並びに株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）及び株式会社みずほ銀行からの借入れ（以下「本銀行融資」と総称します。）により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等の本銀行融資に係る融資契約上要求される前提条件の充足を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに、本普通株式出資（公開買付者親会社（1回目））及び本銀行融資を受けることを予定しております。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、各行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者親会社が所有することとなる公開買付者の発行済普通株式の全部並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式並びに対象者及びその重要な子会社が保有する資産が担保に供されることが予定されております。なお、本銀行融資に係る担保に供される予定である資産のうち、対象者及びその重要な子会社が保有する資産については本スクイーズアウト手続の完了後に担保に供されることが予定されております。

<中略>

（i）本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）

トヨタ自動車が2025年6月3日付で公表した「自己株式の公開買付けの予定及び自己株式取得に係る事項の決定並びに自己株式の消却に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付けプレスリリース（トヨタ自動車）」といいます。）によると、トヨタ自動車は、2025年6月3日付の会社法第370条及びトヨタ自動車の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及びトヨタ自動車の定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）を行う予定であることを決定したとのことです。

その後、トヨタ自動車が2026年1月14日付で公表した「自己株式の公開買付けの条件等変更及び自己株式取得に係る事項の変更等に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付け条件変更プレスリ

ース（トヨタ自動車）」といいます。）によると、トヨタ自動車は、2026年1月14日開催の取締役会において、本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）における買付け等の価格（以下「本自己株式公開買付け価格（トヨタ自動車）」といいます。）を、本自己株式公開買付け価格（トヨタ自動車）を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値2,691円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には2,691円）から、本自己株式公開買付け価格（トヨタ自動車）を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円）に変更すること及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を4,341,277,243,820円（上限）と変更することを決議したとのことです。

なお、本公開買付け合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、トヨタ自動車が、本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）を開始することを前提条件として、対象者は、所有するトヨタ自動車の普通株式の全部（1,192,330,920株、トヨタ自動車株式所有割合（注6）：9.15%）を本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース（トヨタ自動車）及び本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（トヨタ自動車）をご参照ください。

<中略>

(iii) 本自己株式公開買付け（豊田通商）

豊田通商が2025年6月3日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付けプレスリリース（豊田通商）」といいます。）によると、豊田通商は、2025年6月3日付の会社法第370条及び豊田通商の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、会社法第459条第1項の規定による豊田通商の定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け（豊田通商）を行う予定であることを決定したとのことです。

その後、豊田通商が2026年1月14日付で公表した「自己株式の公開買付けの買付け条件等の変更に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（豊田通商）」といいます。）によると、豊田通商は、2026年1月14日付の会社法第370条及び豊田通商の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株式公開買付け（豊田通商）における買付け等の価格（以下「本自己株式公開買付け価格（豊田通商）」といいます。）を、本自己株式公開買付け価格（豊田通商）を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（豊田通商）の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）から、本自己株式公開買付け価格（豊田通商）を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が実施予定の本自己株式公開買付け（豊田通商）の条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月

13日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値5,862円を上回る場合には5,862円に変更することを決議したとのことです。

なお、本公開買付け合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、豊田通商が、本自己株式公開買付け（豊田通商）を開始することを前提条件として、対象者は、所有する豊田通商の普通株式の全部（118,095,402株、豊田通商株式所有割合（注8）：11.19%）を本自己株式公開買付け（豊田通商）に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け（豊田通商）の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース（豊田通商）及び本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（豊田通商）をご参照ください。

<中略>

また、本公開買付けの実施に関する公表日である2025年6月3日以降、トヨタ不動産は、対象者の株主である多数の機関投資家との間で、個別に本公開買付けに関する対話を行ってまいりました。その結果、トヨタ不動産は、2026年2月28日、より多くの株主の皆様にご賛同いただくことが本公開買付けの成立にとって重要であるとの判断に至り、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、公開買付け価格を18,800円から20,600円へ最終かつ最善の価格として引き上げる意向を固めました。このような多数の機関投資家との協議の過程において、トヨタ不動産は、Elliott Advisors (UK) Limited（以下「エリオット」といいます。）との間においても、対象者株式の本公開買付けへの応募について協議をいたしました。その結果、トヨタ不動産及びエリオットは、2026年3月1日付で、本応募前提条件（下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」に定義します。）が充足されることを条件として、エリオット及びその関係者が、対象者株式20,036,150株（所有割合：6.7%）及び同日以降にエリオット又はその関係者が所有することとなる対象者株式（以下「本エリオット所有株式」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。公開買付け者は、2026年3月9日までに、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付け価格（下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」に定義します。）を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、本公開買付け価格を20,600円に引き上げる予定です。

本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」をご参照ください。

なお、エリオットの関係者であるElliott Investment Management L.P.が提出した2026年2月5日付変更報告書において、同社は対象者株式23,251,500株（所有割合：7.7%）を直接又は間接に保有している旨が記載されていますが、エリオットによれば、同社は、2025年12月31日時点で約800億米ドルの運用資産を有しており、通常、その投資に関し、金融機関等との各種アレンジメントを通じて保有、組成、ヘッジ又は資金調達を行っているとのことであり、本エリオット所有株式は、上記の金融機関等との各種アレンジメント等を踏まえ、本応募契約の締結時点において、エリオットが本公開買付けへの応募を確約することができる対象者株式の全てであるとのことです。

さらに、上記⑤の本自己株式取得において、対象者は、トヨタ自動車所有対象者株式を、合計約1兆1,479億円（本スクイーズアウト手続によりトヨタ自動車所有対象者株式に端数が生じた場合には、当該端数の対価としてトヨタ自動車に交付される金額を控除した金額。）で取得することを予定しております。本自己株式取得は、対象者の分配可能額の範囲内で行われますが、対象者は、本自己株式取得に要する資金を対象者の保有する現預金並びに対象者が所有するトヨタ自動車及びトヨタグループ3社の株式を本自己株式公開買付けに応募することにより受領する対価により賄う予定です。対象者は、本自己株式取得を適法に実施するために分配可能額を確保することが必要となる場合には、会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金及び準備金の額の減少並びに同法第441条第1項に定める臨時計算書類を作成して行う臨時決算を実施する予定です。

なお、本自己株式取得におけるトヨタ自動車所有対象者株式の取得価格（本スクイーズアウト手続の実施前1株当たり。以下「本自己株式取得価格」といいます。）は、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるトヨタ自動車について、（i）本自己株式取得価格にて本自己株式取得を行った場合の税引後手取り額として計算される金額が、（ii）仮にトヨタ自動車の本公開買付価格で本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り金額と同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり 15,491 円を予定しています。本自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、本自己株式取得における対象者株式の1株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価については、トヨタ自動車に対象者の少数株主の皆様に対して利益を得るような水準には設定されていないことから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

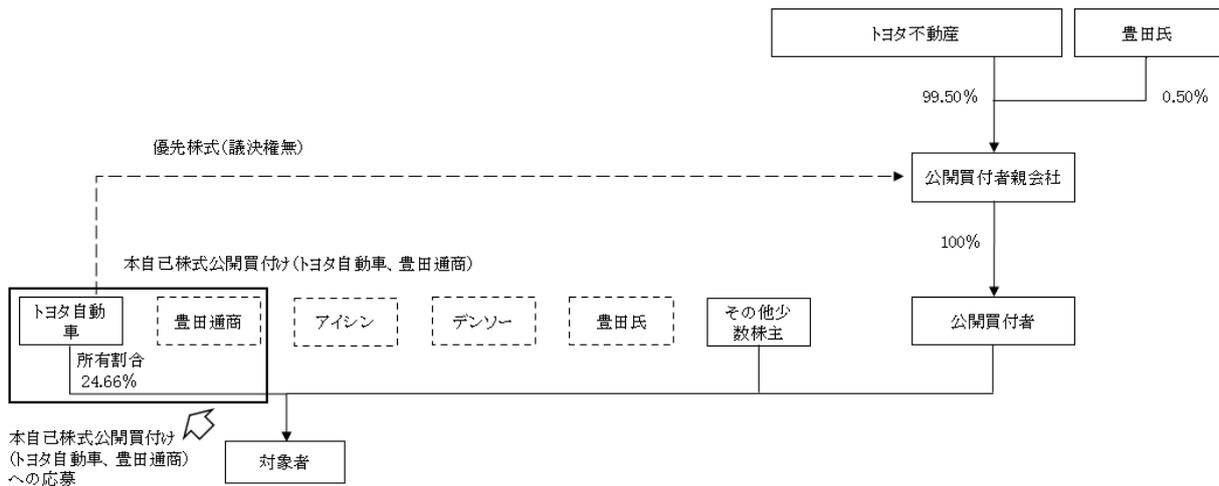
<中略>

<取引のストラクチャー図>

<中略>

③ 本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商）（～2026年5月中旬）

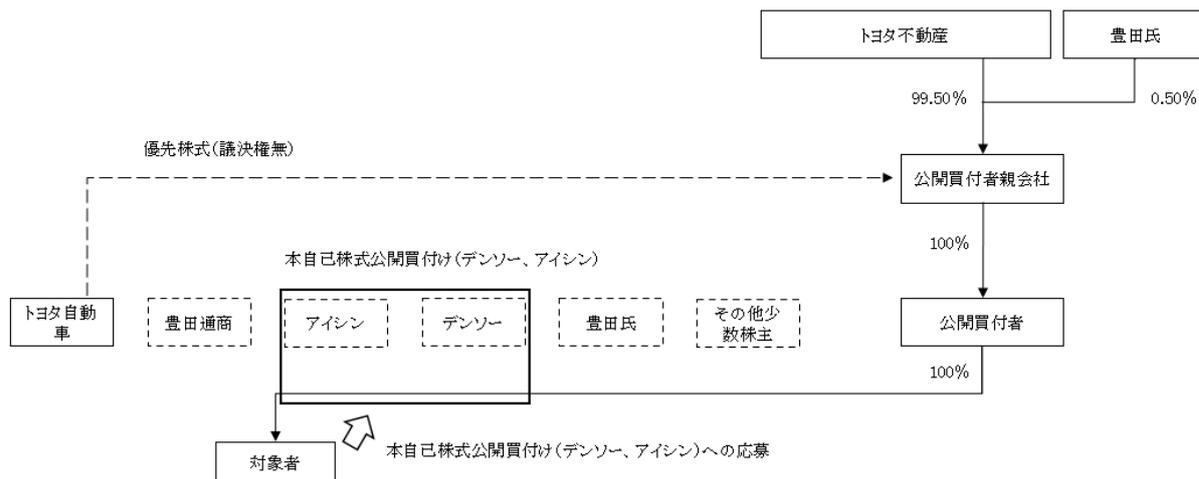
本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、トヨタ自動車及び豊田通商が本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商）を実施し、対象者は、所有するトヨタ自動車及び豊田通商の株式を本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商）に応募します。なお、本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）に関しては、下記⑥を参照ください。



<中略>

⑥ 本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）（～2026年6月下旬）

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、デンソー及びアイシンが本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）を実施し、対象者は、所有するデンソー及びアイシンの株式を本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）に応募します。



<中略>

その後、公開買付者は、2026年1月15日から本公開買付けを開始しておりますが、本公開買付け開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日とすることを決定しております。

なお、公開買付者が2026年2月2日に公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けに関する方針について」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付価格が対象者の本源的価値を反映した最善の価格であると考えており、かつ、本公開買付価格を変更する意向を有しておりません。公開買付者は、本公開買付価格は、トヨタ不動産が2025年6月3日に公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」に記載の買付価格16,300円を基に、同日以降の対象者を取り巻く事業環境の変化や対象者が保有する上場株式の株価上昇などを勘案した上で、対象者及び本特別委員会との間における複数回に亘る真摯かつ十分な協議を重ねて決定した価格であり、対象者の本源的価値を反映した価格であると考えております。

その後、公開買付者は、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026年3月2日、公開買付期間を2026年3月16日まで延長し、合計41営業日とすることを決定いたしました。

(変更後)

<前略>

なお、本予告プレスリリースで公表した公開買付価格を16,300円（以下「当初本公開買付価格」といいます。）から18,800円に引き上げたこと（以下「本買付価格変更」といいます。本買付価格変更に至る経緯の詳細については、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。）及び、その後、2026年3月6日に、公開買付価格を18,800円から20,600円にさらに引き上げたこと（以下「本買付価格再変更」といいます。本買付価格再変更に至る経緯の詳細については、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。）を除き、本予告プレスリリースで公表した主要な前提条件に変更はありません。

本取引は、①本公開買付け、②（ア）本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までの期間における、本普通株式出資（トヨタ不動産）及び本優先株式出資並びに本普通株式出資（公開買付者親会社（1回目））、（イ）本公開買付けの決済後における、公開買付者親会社によるトヨタ自動車及

びトヨタ不動産の取締役会長である豊田章男氏（以下「豊田氏」といいます。）を割当先とする普通株式の第三者割当増資（以下「本普通株式出資（豊田氏）」といいます。）（注5）及び公開買付者による公開買付者親会社を割当先とする普通株式の第三者割当増資（以下「本普通株式出資（公開買付者親会社（2回目）」といいます。）、③本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした（i）トヨタ自動車による自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）」といいます。）、（ii）デンソーによる自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（デンソー）」といいます。）、（iii）豊田通商による自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（豊田通商）」といいます。）及び（iv）アイシンによる自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（アイシン）」といいます。）（（i）～（iv）を総称して、以下「本自己株式公開買付け」といい、（ii）、（iii）及び（iv）を総称して、以下「本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）」といいます。）並びに対象者による本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）への応募、④本公開買付けにより、本公開買付け対象株式の全てを取得できなかった場合に対象者の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとすることを目的として実施される会社法第180条に基づき行う株式併合（以下「本株式併合」といい、本株式併合により対象者の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続を「本スクイーズアウト手続」といいます。）、⑤本スクイーズアウト手続の完了を条件として対象者によって実施されるトヨタ自動車所有対象者株式の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）、⑥本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）及び対象者による本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）への応募からそれぞれ構成されます。なお、本株式併合の詳細については、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、本普通株式出資（公開買付者親会社（1回目））、トヨタ不動産からの借入、並びに株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）及び株式会社みずほ銀行からの借入れ（以下「本銀行融資」と総称します。）により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等の本銀行融資に係る融資契約上要求される前提条件の充足を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに、本普通株式出資（公開買付者親会社（1回目））、トヨタ不動産からの借入及び本銀行融資を受けることを予定しております。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、各行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者親会社が所有することとなる公開買付者の発行済普通株式の全部並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式並びに対象者及びその重要な子会社が保有する資産が担保に供されることが予定されております。なお、本銀行融資に係る担保に供される予定である資産のうち、対象者及びその重要な子会社が保有する資産については本スクイーズアウト手続の完了後に担保に供されることが予定されております。

<中略>

（i）本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）

トヨタ自動車が2025年6月3日付で公表した「自己株式の公開買付けの予定及び自己株式取得に係る事項の決定並びに自己株式の消却に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付けプレスリリース（トヨタ自動車）」といいます。）によると、トヨタ自動車は、2025年6月3日付の会社法第370条及びトヨタ自動車の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及びトヨタ自動車の定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）を行う予定であることを決定したとのことです。

その後、トヨタ自動車が2026年1月14日付で公表した「自己株式の公開買付けの条件等変更及び自己株式取得に係る事項の変更等に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（トヨタ自動車）」といいます。）によると、トヨタ自動車は、2026年1月14日開催の取締役会に

において、本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）における買付け等の価格（以下「本自己株式公開買付け価格（トヨタ自動車）」といいます。）を、本自己株式公開買付け価格（トヨタ自動車）を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値2,691円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には2,691円）から、本自己株式公開買付け価格（トヨタ自動車）を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円）に変更すること及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を4,341,277,243,820円（上限）と変更することを決議したとのことです。

その後、トヨタ自動車が2026年3月6日付で公表した「自己株式の公開買付けの条件等変更及び自己株式取得に係る事項の変更等に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付け開始時期等変更プレスリリース（トヨタ自動車）」といいます。）によると、トヨタ自動車は、本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）を2026年3月下旬を目途に開始することを予定しているとのことです。

なお、本公開買付け合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、トヨタ自動車が、本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）を開始することを前提条件として、対象者は、所有するトヨタ自動車の普通株式の全部（1,192,330,920株、トヨタ自動車株式所有割合（注6）：9.15%）を本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース（トヨタ自動車）、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（トヨタ自動車）及び本自己株式公開買付け開始時期等変更プレスリリース（トヨタ自動車）をご参照ください。

<中略>

(iii) 本自己株式公開買付け（豊田通商）

豊田通商が2025年6月3日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付けプレスリリース（豊田通商）」といいます。）によると、豊田通商は、2025年6月3日付の会社法第370条及び豊田通商の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、会社法第459条第1項の規定による豊田通商の定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け（豊田通商）を行う予定であることを決定したとのことです。

その後、豊田通商が2026年1月14日付で公表した「自己株式の公開買付けの買付け条件等の変更に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（豊田通商）」といいます。）によると、豊田通商は、2026年1月14日付の会社法第370条及び豊田通商の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株式公開買付け（豊田通商）における買付け等の価格（以下「本自己株式公開買付け価格（豊田通商）」といいます。）を、本自己株式公開買付け価格（豊田通商）を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（豊田通商）の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）から、本自己株式公開買付け価格（豊田通商）を最終的に決定する取締役会決議日

の前営業日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が実施予定の本自己株式公開買付け（豊田通商）の条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値5,862円を上回る場合には5,862円）に変更することを決議したとのことです。

その後、豊田通商が2026年3月6日付で公表した「(開示事項の経過) 自己株式の公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」(以下「本自己株式公開買付け開始時期変更プレスリリース(豊田通商)」といいます。)によると、豊田通商は、本自己株式公開買付け（豊田通商）を2026年4月30日に予定している2026年3月期第4四半期決算の公表以降に開始することを予定しているとのことです。

なお、本公開買付合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、豊田通商が、本自己株式公開買付け（豊田通商）を開始することを前提条件として、対象者は、所有する豊田通商の普通株式の全部（118,095,402株、豊田通商株式所有割合（注8）：11.19%）を本自己株式公開買付け（豊田通商）に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け（豊田通商）の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース（豊田通商）、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（豊田通商）及び本自己株式公開買付け開始時期変更プレスリリース（豊田通商）をご参照ください。

<中略>

また、本公開買付けの実施に関する公表日である2025年6月3日以降、トヨタ不動産は、対象者の株主である多数の機関投資家との間で、個別に本公開買付けに関する対話を行ってまいりました。その結果、トヨタ不動産は、2026年2月28日、より多くの株主の皆様にご賛同いただくことが本公開買付けの成立にとって重要であるとの判断に至り、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、公開買付価格を18,800円から20,600円へ最終かつ最善の価格として引き上げる意向を固めました。このような多数の機関投資家との協議の過程において、トヨタ不動産は、Elliott Advisors (UK) Limited（以下「エリオット」といいます。）との間においても、対象者株式の本公開買付けへの応募について協議をいたしました。その結果、トヨタ不動産及びエリオットは、2026年3月1日付で、本応募前提条件（下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」に定義します。）が充足されることを条件として、エリオット及びその関係者が、対象者株式20,036,150株（所有割合：6.7%）及び同日以降にエリオット又はその関係者が所有することとなる対象者株式（以下「本エリオット所有株式」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。公開買付者は、2026年3月9日までに、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付価格（下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」に定義します。以下同じです。）を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、本公開買付価格を20,600円に引き上げる予定でした。その後、公開買付者は、2026年3月6日に、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付価格を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得したことから、本公開買付価格を20,600円に引き上げることを決定いたしました。

本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」をご参照ください。

なお、エリオットの関係者であるElliott Investment Management L.P.が提出した2026年2月5日付変更報告書において、同社は対象者株式23,251,500株（所有割合：7.7%）を直接又は間接に保有している旨が記載されていますが、エリオットによれば、同社は、2025年12月31日時点で約800億米ドルの運用資産を有しており、通常、その投資に関し、金融機関等との各種アレンジメントを通じて保有、組成、ヘッジ又は資金調達を行っているとのことであり、本エリオット所有株式は、上記の金融機関等との各種アレンジメント等を踏まえ、本応募契約の締結時点において、エリオットが本公開買付けへの応募を確約すること

ができる対象者株式の全てであるとのことです。

さらに、上記⑤の本自己株式取得において、対象者は、トヨタ自動車所有対象者株式を、合計約1兆2,576億円（本スクイーズアウト手続によりトヨタ自動車所有対象者株式に端数が生じた場合には、当該端数の対価としてトヨタ自動車に交付される金額を控除した金額。）で取得することを予定しております。本自己株式取得は、対象者の分配可能額の範囲内で行われますが、対象者は、本自己株式取得に要する資金を対象者の保有する現預金並びに対象者が所有するトヨタ自動車及びトヨタグループ3社の株式を本自己株式公開買付けに応募することにより受領する対価により賄う予定です。対象者は、本自己株式取得を適法に実施するために分配可能額を確保することが必要となる場合には、会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金及び準備金の額の減少並びに同法第441条第1項に定める臨時計算書類を作成して行う臨時決算を実施する予定です。

なお、本自己株式取得におけるトヨタ自動車所有対象者株式の取得価格（本スクイーズアウト手続の実施前1株当たり。以下「本自己株式取得価格」といいます。）は、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるトヨタ自動車について、(i) 本自己株式取得価格にて本自己株式取得を行った場合の税引後手取り額として計算される金額が、(ii) 仮にトヨタ自動車の本公開買付け価格で本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り金額と同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり16,972円を予定しています。本自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、本自己株式取得における対象者株式の1株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価については、トヨタ自動車に対象者の少数株主の皆様と比して利益を得るような水準には設定されていないことから、公開買付け価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

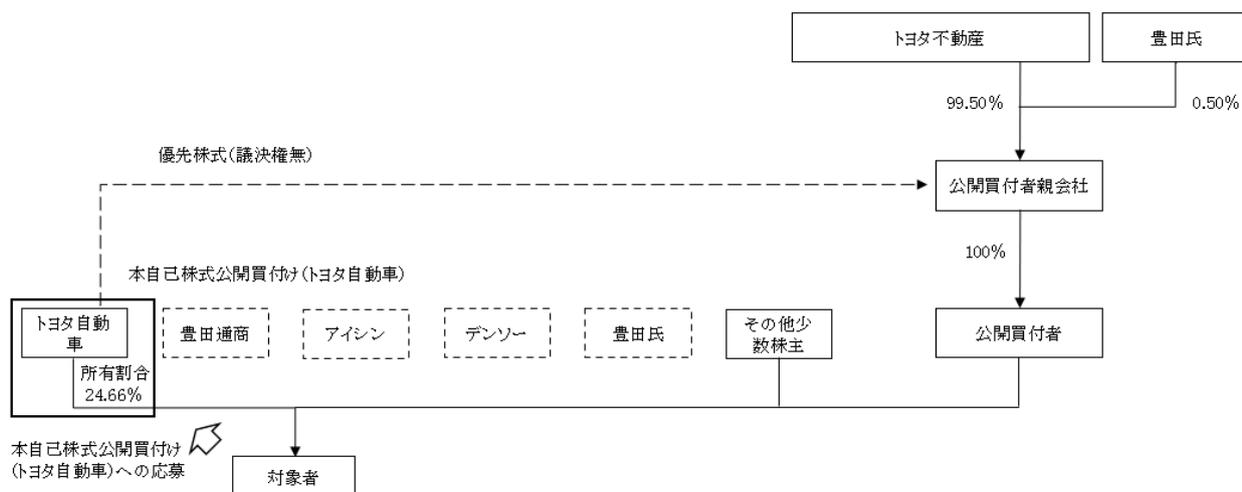
<中略>

<取引のストラクチャー図>

<中略>

③ 本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）（～2026年5月中旬）

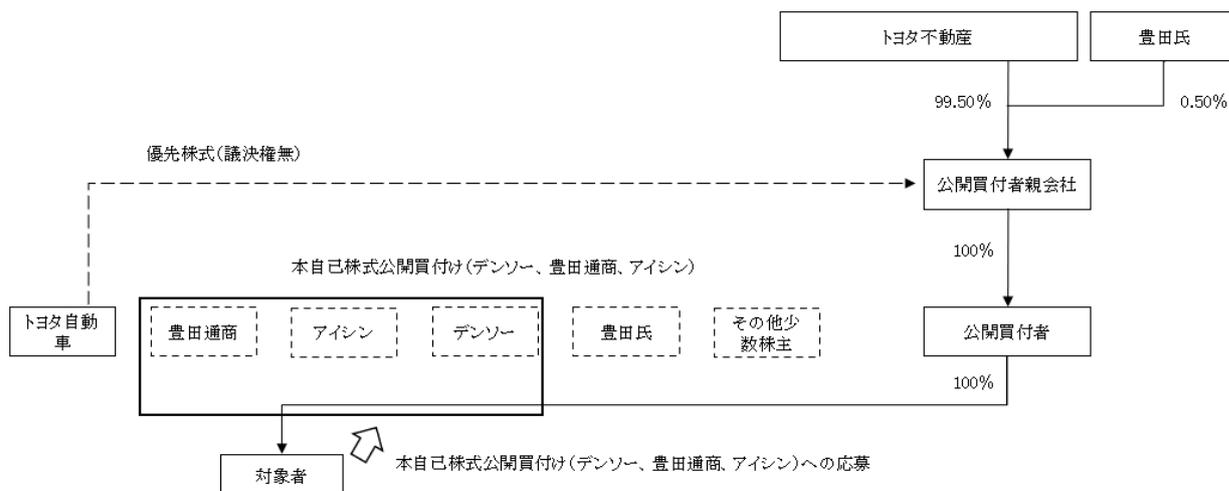
本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、トヨタ自動車は本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）を実施し、対象者は、所有するトヨタ自動車の株式を本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）に応募します。なお、本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）に関しては、下記⑥を参照ください。



<中略>

⑥ 本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）（～2026年6月下旬）

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、デンソー、豊田通商及びアイシンが本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）を実施し、対象者は、所有するデンソー、豊田通商及びアイシンの株式を本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）に応募します。



<中略>

その後、公開買付者は、2026年1月15日から本公開買付けを開始しておりますが、本公開買付け開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様による本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日とすることを決定しております。

なお、公開買付者が2026年2月2日に公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けに関する方針について」に記載のとおり、公開買付者は、当該公表時点の公開買付価格が対象者の本源的価値を反映した最善の価格であると考えており、かつ、当該公表時点の公開買付価格を変更する意向を有しておりませんでした。公開買付者は、当該公表時点の公開買付価格は、トヨタ不動産が2025年6月3日に公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」に記載の買付価格16,300円を基に、同日以降の対象者を取り巻く事業環境の変化や対象者が保有する上場株式の株価上昇などを勘案した上で、対象者及び本特別委員会との間における複数回に亘る真摯かつ十分な協議を重ねて決定した価格であり、対象者の本源的価値を反映した価格であると考えております。

その後、公開買付者は、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、対象者の株主の皆様による本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026年3月2日、公開買付期間を2026年3月16日まで延長し、合計41営業日とすることを決定いたしました。

そして、公開買付者は、2026年3月6日に、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付価格を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得したことから、本公開買付価格を18,800円から20,600円へ引き上げた上で、対象者の株主の皆様による本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、公開買付期間を2026年3月23日まで延長し、合計45営業日とすることを決定いたしました。対象者は、本買付価格再変更について慎重に協議・検討を行った結果、2026年3月6日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営

方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(変更前)

<前略>

そして、トヨタ不動産は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、その他の本公開買付け前提条件についても、いずれも充足されたことを確認したことから、本公開買付けを2026年1月15日より開始することといたしました。

(変更後)

<前略>

そして、トヨタ不動産は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、その他の本公開買付け前提条件についても、いずれも充足されたことを確認したことから、本公開買付けを2026年1月15日より開始しておりました。

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日とすることを決定いたしました。

そして、トヨタ不動産は、対象者の株主である多数の機関投資家との間で、個別に本公開買付けに関する対話を続けた結果、2026年2月28日、より多くの株主の皆様にご賛同いただくことが本公開買付けの成立にとって重要であるとの判断に至り、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、公開買付価格を18,800円から20,600円へ最終かつ最善の価格として引き上げる意向を固め、さらに同年3月1日、エリオットとの間で本応募契約を締結しました。これに伴い、公開買付者は、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026年3月2日、公開買付期間を2026年3月16日まで延長し、合計41営業日とすることを決定いたしました。その後、公開買付者は、2026年3月6日、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付価格を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得したことから、本公開買付価格を20,600円に引き上げることを決定いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程並びにその内容及び理由

(変更前)

<前略>

(ii) 交渉の経緯

<中略>

また、対象者は、本公開買付けが開始される時点において、改めて本買付価格変更後の本公開買付価格に関する意見表明を行うにあたり、トヨタ不動産から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、本公開買付けの公表日以降、トランプ関税をはじめとする経済環境や為替動向の変化、株式市場における株価の上昇等、対象者株式の価値に影響を与える状況は大きく変化しており、特に、対象者が保有するトヨタ自動車株式及びトヨタグループ3社の各株式の市場株価が上昇傾向にある等対象者の本源的価値に本質的な影響を与える事象が生じていること等に鑑みて、対象者の独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対し、改めて対象者株式の価値算定及び付随する財務分析を依頼し、2026年1月13日付でSMB C日興証券から対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「2026年1月13日付対象者株式価値算定書（SMB C日興証券）」といいます。）及び本公開買付価格である1株当たり18,800円が対象者の株主（トヨタ不動産、トヨタ自動車及び豊田氏を除きます。）にとって財務的見地から公正で

ある旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン（SMB C日興証券）」といいます。）を取得するとともに、対象者は、新たに起用した独立した第三者算定機関であるE Yストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「E Y S C」といいます。）に対し、対象者株式の価値算定を依頼し、2026年1月13日付でE Y S Cから対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書（E Y S C）」といいます。）及び本公開買付価格である1株当たり18,800円が対象者の株主（トヨタ不動産、トヨタ自動車、豊田氏、トヨタグループ3社及び自己株式として対象者株式を所有する対象者を除きます。）にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン（E Y S C）」といいます。）を取得したとのことです。また、本特別委員会は、本追加諮問事項の検討を行うにあたり、本公開買付けの公表日以降、トランプ関税をはじめとする経済環境や為替動向の変化、株式市場における株価の上昇等、対象者株式の価値に影響を与える状況は大きく変化しており、特に、対象者が保有するトヨタ自動車株式及びトヨタグループ3社の各株式の市場株価が上昇傾向にある等対象者の本源的価値に本質的な影響を与える事象が生じていること等に鑑みて、本特別委員会の独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UF Jモルガン・スタンレー証券に対し、改めて対象者株式の価値算定及び付随する財務分析を依頼し、2026年1月13日付で三菱UF Jモルガン・スタンレー証券から対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「2026年1月13日付対象者株式価値算定書（三菱UF Jモルガン・スタンレー証券）」といいます。）及び本公開買付価格である1株当たり18,800円が対象者の株主（トヨタ自動車、豊田氏及び対象者並びに公開買付者及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン（三菱UF Jモルガン・スタンレー証券）」といいます。）を取得したことから、対象者は、2026年1月13日付答申書と併せて、本特別委員会から、2026年1月13日付対象者株式価値算定書（三菱UF Jモルガン・スタンレー証券）及び本フェアネス・オピニオン（三菱UF Jモルガン・スタンレー証券）の提出も受けているとのことです（2026年1月13日付対象者株式価値算定書（SMB C日興証券）及び本フェアネス・オピニオン（SMB C日興証券）、対象者株式価値算定書（E Y S C）及び本フェアネス・オピニオン（E Y S C）並びに2026年1月13日付対象者株式価値算定書（三菱UF Jモルガン・スタンレー証券）及び本フェアネス・オピニオン（三菱UF Jモルガン・スタンレー証券）の概要については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。)

(変更後)

<前略>

(ii) 交渉の経緯

<中略>

また、対象者は、本公開買付けが開始される時点において、改めて本買付価格変更後の本公開買付価格に関する意見表明を行うにあたり、トヨタ不動産から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、本公開買付けの公表日以降、トランプ関税をはじめとする経済環境や為替動向の変化、株式市場における株価の上昇等、対象者株式の価値に影響を与える状況は大きく変化しており、特に、対象者が保有するトヨタ自動車株式及びトヨタグループ3社の各株式の市場株価が上昇傾向にある等対象者の本源的価値に本質的な影響を与える事象が生じていること等に鑑みて、対象者の独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対し、改めて対象者株式の価値算定及び付随する財務分析を依頼し、2026年1月13日付でSMB C日興証券から対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「2026年1月13日付対象者株式価値算定書（SMB C日興証券）」といいます。）及び本公開買付価格である1株当たり18,800円が対象者の株主（トヨタ不動産、トヨタ自動車及び豊田氏を除きます。）にとって財務的見地から公正で

ある旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン（SMB C日興証券）」といいます。）を取得するとともに、対象者は、新たに起用した独立した第三者算定機関であるE Yストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「E Y S C」といいます。）に対し、対象者株式の価値算定を依頼し、2026年1月13日付でE Y S Cから対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書（E Y S C）」といいます。）及び本公開買付価格である1株当たり18,800円が対象者の株主（トヨタ不動産、トヨタ自動車、豊田氏、トヨタグループ3社及び自己株式として対象者株式を所有する対象者を除きます。）にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン（E Y S C）」といいます。）を取得したとのことです。また、本特別委員会は、本追加諮問事項の検討を行うにあたり、本公開買付けの公表日以降、トランプ関税をはじめとする経済環境や為替動向の変化、株式市場における株価の上昇等、対象者株式の価値に影響を与える状況は大きく変化しており、特に、対象者が保有するトヨタ自動車株式及びトヨタグループ3社の各株式の市場株価が上昇傾向にある等対象者の本源的価値に本質的な影響を与える事象が生じていること等に鑑みて、本特別委員会の独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UF Jモルガン・スタンレー証券に対し、改めて対象者株式の価値算定及び付随する財務分析を依頼し、2026年1月13日付で三菱UF Jモルガン・スタンレー証券から対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「2026年1月13日付対象者株式価値算定書（三菱UF Jモルガン・スタンレー証券）」といいます。）及び本公開買付価格である1株当たり18,800円が対象者の株主（トヨタ自動車、豊田氏及び対象者並びに公開買付け及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン（三菱UF Jモルガン・スタンレー証券）」といいます。）を取得したことから、対象者は、2026年1月14日付答申書と併せて、本特別委員会から、2026年1月13日付対象者株式価値算定書（三菱UF Jモルガン・スタンレー証券）及び本フェアネス・オピニオン（三菱UF Jモルガン・スタンレー証券）の提出も受けているとのことです（2026年1月13日付対象者株式価値算定書（SMB C日興証券）及び本フェアネス・オピニオン（SMB C日興証券）、対象者株式価値算定書（E Y S C）及び本フェアネス・オピニオン（E Y S C）並びに2026年1月13日付対象者株式価値算定書（三菱UF Jモルガン・スタンレー証券）及び本フェアネス・オピニオン（三菱UF Jモルガン・スタンレー証券）の概要については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。)

なお、対象者及び本特別委員会は、本買付価格再変更に関する意見表明を行うにあたり、(i) 2026年1月13日付対象者株式価値算定書（SMB C日興証券）、対象者株式価値算定書（E Y S C）及び2026年1月13日付対象者株式価値算定書（三菱UF Jモルガン・スタンレー証券）並びに本フェアネス・オピニオン（SMB C日興証券）、本フェアネス・オピニオン（E Y S C）及び本フェアネス・オピニオン（三菱UF Jモルガン・スタンレー証券）において前提とした本事業計画における収益状況や投資計画等の情報に重大な変更がない旨の対象者からの説明、及び(ii) 本公開買付けの開始日以降、対象者の保有資産である株式の価値が上昇しているところ、本買付価格再変更後の本公開買付価格はかかる上昇価値を十分に織り込んだものであると考えられるとの説明をSMB C日興証券、E Y S C及び三菱UF Jモルガン・スタンレー証券からそれぞれ受け、また、西村あさひ及び外苑法律事務所から、対象者及び本特別委員会が2026年3月6日時点において対象者株式に関する株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを再取得しないと判断も合理的であるとの説明をそれぞれ受けたことも踏まえ、各第三者算定機関から新たに対象者株式に関する株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得していないとのことです。

(変更前)

<前略>

(iii) 対象者の意思決定の内容

<中略>

以上より、対象者は、本日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、2025年6月3日時点における対象者の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

(iii) 対象者の意思決定の内容

<中略>

以上より、対象者は、2026年1月14日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、2025年6月3日時点における対象者の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

その後、対象者は、2026年2月12日、公開買付者より、本公開買付け開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、公開買付期間を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日とすることを決定した旨の伝達を受けたとのことです。

また、対象者は、2026年3月2日、公開買付者より、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するため、公開買付期間を2026年3月16日まで延長し、合計41営業日とすることを決定した旨の伝達を受けたとのことです。

また、対象者は、2026年3月3日、公開買付者より、改めて本公開買付価格を18,800円から20,600円へ引き上げる予定である旨の伝達を受けたとのことです。

これに対して、対象者は、公開買付者による本買付価格再変更について、本特別委員会から2026年3月6日付で取得した追加答申書（以下「2026年3月6日付追加答申書」といいます。2026年3月6日付追加答申書及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(v) 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）の内容を最大限尊重しながら慎重に協議・検討を行ったとのことです。その結果、対象者は、(i) 本買付価格再変更は本取引の意義及び目的に影響を与えるものではなく、本公開買付けの開始日以降、本取引が対象者の企業価値向上に資するかどうかの判断に重大な影響を与えるような事情も生じていないことから、本買付価格再変更後も本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理的であると考えられること、(ii) 本買付価格再変更はトヨタ不動産及び公開買付者において対象者の株主と対話を重ねた結果として行われるものであり、本買付価格再変更による本公開買付価格の引上げは、本公開買付けの成立可能性を向上させ、対象者の企業価値向上に資すると考えられる本取引の実現可能性を高めるとともに、対象者の少数株主に適切な売却機会を与える観点で望ましいと考えられること、(iii) 本公開買付けの開始日以降、対象者の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変化は生じておらず、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載する対象者株式の価値算定の前提とされた本事業計画に変更はないこと、(iv) 本公開買付けの開始日以降、対象者の保有資産である株式の価値が上昇しているところ、本買付価格再変更後の本公開買付価格はかかる上昇価値を十分

に織り込んだものであると考えられること、(v) 対象者が、SMBC日興証券から取得した2026年1月13日付対象者株式価値算定書(SMBC日興証券)の算定結果及び本フェアネス・オピニオン(SMBC日興証券)の結論、EYSCから取得した対象者株式価値算定書(EYSC)の算定結果及び本フェアネス・オピニオン(EYSC)の結論、並びに本特別委員会が取得して対象者が提出を受けた2026年1月13日付対象者株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の算定結果及び本フェアネス・オピニオン(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の結論を変更すべき事情はなく、対象者としては、これらの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンに照らして、本買付価格再変更後の本公開買付価格は引き続き対象者の本源的価値を適切に反映した妥当な価格であると考えられること、(vi) 本買付価格再変更後の本公開買付価格は、2026年1月14日の本公開買付けの開始の公表日以降に行われた複数の対象者の株主及び投資家の皆様とのエンゲージメントの状況に照らして対象者の株主及び投資家の皆様からも、より一層の理解を得られる水準であると考えられること、(vii) 本公開買付けの開始日以降も、対象者の非公開化を前提とする本公開買付けに競合する提案若しくは修正・取下げを求める提案はなされなかったこと、及び(viii) 本買付価格再変更後の本公開買付価格その他本公開買付けの条件は、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(v) 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、2026年3月6日付追加答申書において、2026年1月14日付答申書における本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性の確保に関する判断の基礎とされた事実関係に変更はなく、本買付価格再変更を前提として、本特別委員会が2026年1月14日付答申書により対象者取締役会に答申した各意見は維持するのが相当であり、本公開買付けへの賛同意見及び対象者株主の皆様への応募推奨意見に変更はないと判断されていることを踏まえ、2026年3月6日開催の対象者取締役会において、本買付価格再変更を踏まえても、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。なお、対象者は、本買付価格再変更を受けて、上記の非公開化によるデメリットについて改めて検討し、いずれも限定的又は影響がないことを確認しているとのことです。

<後略>

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(変更前)

<前略>

対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。本臨時株主総会を開催する場合、2026年4月下旬から同年5月中旬頃を目途に開催する予定とのことです。その具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定とのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。本臨時株主総会を開催する場合、2026年5月中旬頃を目途に開催する予定とのことです。その具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定とのことです。

<後略>

(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項

(変更前)

<前略>

① 本基本契約

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、トヨタ不動産は、2025年6月3日付で、トヨタ自動車との間で本取引に関し、本基本契約を締結しております。本基本契約において、トヨタ自動車は、トヨタ自動車所有対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、譲渡、担保設定その他の処分を行わないこと、及び、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、若しくはその実行を困難にする又はそれらのおそれのある一切の行為を行わないこと（但し、かかる行為を行わないことが、トヨタ自動車の取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に認められる場合は除きます。）、また、自ら又は対象者が、公開買付者以外の者から対象者の株式を取得する取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、直ちに、トヨタ不動産及び公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知することを合意しております。

また、本基本契約においては、本公開買付け開始の前提条件（前文部分に記載の「本公開買付前提条件」）、トヨタ不動産、公開買付者及び公開買付者親会社並びにトヨタ自動車による表明保証事項（注1）、トヨタ自動車の義務（注2）、公開買付者の義務（注3）、並びに契約終了事由（注4）が定められております。なお、本基本契約においては、公開買付者及び公開買付者親会社の設立後、公開買付者及び公開買付者親会社も本基本契約の当事者となることが合意されており、公開買付者及び公開買付者親会社は、2025年6月20日付で本基本契約の当事者となっております。また、本基本契約に関しては、公開買付者は、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び公開買付者親会社との間で、2026年1月14日付で、本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更を踏まえた形式的な調整を行うための変更契約（以下「本変更契約」といいます。）を締結しております（なお、本変更契約においては、上記の本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更に関する点を除き、本公開買付けの開始に係る前提条件、表明保証事項、トヨタ自動車の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本基本契約を変更する内容は規定されていません。）。

<中略>

② 本公開買付合意書

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、トヨタ不動産は、2025年6月3日付で、対象者との間で本取引に関し、本公開買付合意書を締結しております。本公開買付合意書においては、本公開買付け開始の前提条件（前文部分に記載の「本公開買付前提条件」）、トヨタ不動産及び公開買付者並びに対象者の表明保証事項（注5）、対象者の義務（注6）、トヨタ不動産及び公開買付者の義務（注8）、並びに契約終了事由（注9）が定められております。なお、本公開買付合意書においては、公開買付者の設立後、公開買付者も本公開買付合意書の当事者となることが合意されており、公開買付者は、2025年6月20日付で本公開買付合意書の当事者となっております。また、本公開買付合意書に関しては、公開買付者は、トヨタ不動産及び対象者との間で、2026年1月14日付で、本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された本自己株式公開買付けの条件変更を踏まえた形式的な調整等を行うための覚書（以下「本変更覚書」といいます。）を締結しております（なお、本変更覚書においては、上記の本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更に関する点を除き、本公開買付前提条件、表明保証事項、対象者の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本公開買付合意書を変更する内容は規定されていません。）。

<後略>

(変更後)

<前略>

① 本基本契約

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、トヨタ不動産は、2025年6月3日付で、トヨタ自動車との間で本取引に関し、本基本契約を締結しております。本基本契約において、トヨタ自動車は、トヨタ自動車所有対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、譲渡、担保設定その他の処分を行わないこと、及び、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、若しくはその実行を困難にする又はそれらのおそれのある一切の行為を行わないこと（但し、かかる行為を行わないことが、トヨタ自動車の取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に認められる場合は除きます。）、また、自ら又は対象者が、公開買付者以外の者から対象者の株式を取得する取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、直ちに、トヨタ不動産及び公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知することを合意しております。

また、本基本契約においては、本公開買付け開始の前提条件（前文部分に記載の「本公開買付前提条件」）、トヨタ不動産、公開買付者及び公開買付者親会社並びにトヨタ自動車による表明保証事項（注1）、トヨタ自動車の義務（注2）、公開買付者の義務（注3）、並びに契約終了事由（注4）が定められております。なお、本基本契約においては、公開買付者及び公開買付者親会社の設立後、公開買付者及び公開買付者親会社も本基本契約の当事者となることが合意されており、公開買付者及び公開買付者親会社は、2025年6月20日付で本基本契約の当事者となっております。また、本基本契約に関しては、公開買付者は、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び公開買付者親会社との間で、2026年1月14日付で、本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更を踏まえた形式的な調整を行うための変更契約（以下「本変更契約」といいます。）を締結しております（なお、本変更契約においては、上記の本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更に関する点を除き、本公開買付けの開始に係る前提条件、表明保証事項、トヨタ自動車の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本基本契約を変更する内容は規定されていません。）。また、本基本契約に関しては、公開買付者は、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び公開買付者親会社との間で、2026年3月6日付で、本買付価格再変更及びこれを踏まえた形式的な調整を行うための変更契約（以下「本再変更契約」といいます。）を締結しております（なお、本再変更契約においては、上記の本買付価格再変更に関する点を除き、本公開買付けの開始に係る前提条件、表明保証事項、トヨタ自動車の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本基本契約を変更する内容は規定されていません。）。

<中略>

② 本公開買付合意書

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、トヨタ不動産は、2025年6月3日付で、対象者との間で本取引に関し、本公開買付合意書を締結しております。本公開買付合意書においては、本公開買付け開始の前提条件（前文部分に記載の「本公開買付前提条件」）、トヨタ不動産及び公開買付者並びに対象者の表明保証事項（注5）、対象者の義務（注6）、トヨタ不動産及び公開買付者の義務（注8）、並びに契約終了事由（注9）が定められております。なお、本公開買付合意書においては、公開買付者の設立後、公開買付者も本公開買付合意書の当事者となることが合意されており、公開買付者は、2025年6月20日付で本公開買付合意書の当事者となっております。また、本公開買付合意書に関しては、公開買付者は、トヨタ不動産及び対象者との間で、2026年1月14日付で、本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された本自己株式公開買付けの条件変更を踏まえた形式的な調整等を行うための覚書（以下「本変更覚書」といいます。）を締結しております（なお、本変更覚書においては、上記の本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更に関する点を除き、本公開買付前提条件、表明保証事項、対象者の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本公開買付合意書を変更する内容は規定されていません。）。また、本公開買付合意書に関しては、公開買付者は、トヨタ不動産及び対象者との間で、2026年3月6日付で、本買付価格再変更及びこれを踏まえた形式的な調整を行うための覚書（以下「本再変更覚書」とい

います。)を締結しております(なお、本再変更覚書においては、上記の本買付価格再変更に関する点を除き、本公開買付前提条件、表明保証事項、対象者の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本公開買付合意書を変更する内容は規定されていません。)

<後略>

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2026年1月15日(木曜日)から2026年3月16日(月曜日)まで(41営業日)

(変更後)

2026年1月15日(木曜日)から2026年3月23日(月曜日)まで(45営業日)

(3) 買付け等の価格

(変更前)

普通株式1株につき、金18,800円

(変更後)

普通株式1株につき、金20,600円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(変更前)

<前略>

なお、本公開買付価格である18,800円は、本憶測報道があったことを踏まえ、報道前の2025年4月25日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値13,225円に対して42.16%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値12,470円に対して50.76%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値12,773円に対して47.19%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値12,228円に対して53.75%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値18,200円に対して3.30%のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値17,900円に対して5.03%のプレミアムを、同日までの過去3ヶ月間の終値17,349円に対して8.36%のプレミアムを、同日までの過去6ヶ月間の終値16,891円に対して11.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

(注) 野村證券は、対象者の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。対象者及びその関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。対象者の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、トヨタ不動産及び公開買付者の経営陣により算定時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2025年6月2日付買付者側株式価値算定書については2025年5月30日、2026年1月13日付買付者側株式価値算定書については2026年1月9日までに、野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、トヨタ不動産の取締役会及び公開買付者が対象者の株式価値を検討するための参考に

資することを唯一の目的としております。

(変更後)

<前略>

なお、本公開買付価格である 18,800 円は、本憶測報道があったことを踏まえ、報道前の 2025 年 4 月 25 日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 13,225 円に対して 42.16%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 12,470 円に対して 50.76%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 12,773 円に対して 47.19%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 12,228 円に対して 53.75% のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である 2026 年 1 月 13 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 18,200 円に対して 3.30% のプレミアムを、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 17,900 円に対して 5.03% のプレミアムを、同日までの過去 3 ヶ月間の終値 17,349 円に対して 8.36% のプレミアムを、同日までの過去 6 ヶ月間の終値 16,891 円に対して 11.30% のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

その後、公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本買付価格再変更後の本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、公開買付者親会社、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び対象者から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、対象者株式の株式価値算定を再度依頼いたしました。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を再度検討した結果、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに将来の事業活動の状況を算定に反映するために DCF 法を算定手法として用いて対象者株式の株式価値の算定を再度行い、公開買付者は、野村證券から 2026 年 3 月 5 日付で株式価値算定書（以下「2026 年 3 月 5 日付買付者側株式価値算定書」）を再度取得いたしました（注 2）。

なお、野村證券は、公開買付者、公開買付者親会社、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の諸要素を総合的に考慮し、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

野村證券により上記各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法①	:	12,228 円から 13,225 円
市場株価平均法②	:	13,425 円から 18,260 円
市場株価平均法③	:	16,891 円から 18,200 円
市場株価平均法④	:	17,769 円から 20,230 円
類似会社比較法	:	17,558 円から 21,196 円
DCF 法	:	17,551 円から 21,050 円

市場株価平均法①では、本憶測報道（2025 年 4 月 25 日の引け後）があったことを踏まえ、本憶測報道による株価への影響を排除した基準日①として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日①の終値 13,225 円、基準日①から遡る直近 5 営業日の終値単純平均値 12,937 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 12,470 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 12,773 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 12,228 円を基に、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 12,228 円から 13,225 円と算定しておりま

す。また、市場株価平均法②では、2025年6月2日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日②'の終値18,260円、基準日②'から遡る直近5営業日の終値単純平均値18,051円、直近1ヶ月間の終値単純平均値17,471円、直近3ヶ月間の終値単純平均値14,442円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値13,425円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を13,425円から18,260円と算定しております。加えて、市場株価平均法③では、2026年1月13日を基準日（以下「基準日③'」といいます。）として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日③'の終値18,200円、基準日③'から遡る直近5営業日の終値単純平均値18,064円、直近1ヶ月間の終値単純平均値17,900円、直近3ヶ月間の終値単純平均値17,349円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値16,891円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を16,891円から18,200円と算定しております。さらに、市場株価平均法④では、2026年2月27日を基準日（以下「基準日④」といいます。）として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日④の終値20,230円、基準日④から遡る直近5営業日の終値単純平均値20,207円、直近1ヶ月間の終値単純平均値19,927円、直近3ヶ月間の終値単純平均値18,761円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値17,769円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を17,769円から20,230円と算定しております。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を17,558円から21,196円までと算定しております。

DCF法では、公開買付者が対象者の株式価値の算定を目的として策定し、野村證券に提供された2026年3月期から2035年3月期までの10期分の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2026年3月期第2四半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析評価し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を17,551円から21,050円と算定しております。なお、DCF法の前提とした対象者の事業計画について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には2026年3月期及び2027年3月期において、一時的なエンジン認証関連費用の増加や米国関税影響により大幅な増減益（2026年3月期：▲1,265億円、▲45.1%、2027年3月期：+929億円、+60.3%）を見込んでおります。また、同様に、DCF法の前提とした対象者の事業計画について、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期において、一時的なエンジン認証関連費用の増加や米国関税影響によりフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少（2026年3月期：▲350億円、▲32.2%）が見込まれているほか、2028年3月期、2031年3月期及び2034年3月期において、設備投資の規模が事業年度に応じて異なるため、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加（2028年3月期：+832億円、+113.0%、2031年3月期：+684億円、+67.1%、2034年3月期：+939億円、+80.1%）が見込まれております。加えて、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、本取引の実行により実現することが期待されるシナジーについては、算定時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画には加味されておられません。

公開買付者は、野村證券から取得した2026年3月5日付買付者側株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果に加え、2025年2月下旬から同年5月中旬まで実施した対象者に対するデュー・デリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に2026年3月6日、本公開買付価格を20,600円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である20,600円は、本憶測報道があったことを踏まえ、報道前の2025年4月25日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値13,225円に対して55.77%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値12,470円に対して65.20%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値12,773円に対して61.28%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値12,228円に対して68.47%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

また、本公開買付価格 20,600 円は、本書提出日の前営業日である 2026 年 3 月 5 日東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 20,540 円に対して 0.29% のプレミアムを加えた価格です。

(注) 野村證券は、対象者の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。対象者及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。対象者の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、トヨタ不動産及び公開買付者の経営陣により算定時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2025 年 6 月 2 日付買付者側株式価値算定書については 2025 年 5 月 30 日、2026 年 1 月 13 日付買付者側株式価値算定書については 2026 年 1 月 9 日までに、2026 年 3 月 5 日付買付者側株式価値算定書については 2026 年 2 月 27 日までに、野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、トヨタ不動産の取締役会及び公開買付者が対象者の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

(i) トヨタ不動産における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(変更前)

トヨタ不動産は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び対象者から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、2025 年 6 月 2 日付で 2025 年 6 月 2 日付買付者側株式価値算定書を、また、公開買付者は 2026 年 1 月 13 日付で 2026 年 1 月 13 日付買付者側株式価値算定書を、それぞれ取得しました。2025 年 6 月 2 日付買付者側株式価値算定書及び 2026 年 1 月 13 日付買付者側株式価値算定書の詳細については、上記「① 算定の基礎」をご参照ください。

(変更後)

トヨタ不動産は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び対象者から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、2025 年 6 月 2 日付で 2025 年 6 月 2 日付買付者側株式価値算定書を、また、公開買付者は 2026 年 1 月 13 日付で 2026 年 1 月 13 日付買付者側株式価値算定書を、2026 年 3 月 5 日付で 2026 年 3 月 5 日付買付者側株式価値算定書を、それぞれ取得しました。2025 年 6 月 2 日付買付者側株式価値算定書、2026 年 1 月 13 日付買付者側株式価値算定書及び 2026 年 3 月 5 日付買付者側株式価値算定書の詳細については、上記「① 算定の基礎」をご参照ください。

(v) 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(変更前)

<前略>

⑤ 本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないことについて

<中略>

その後、対象者は、2025年12月5日、公開買付者から、英国金融規制対応に係るクリアランス手続の進捗次第で、本公開買付前提条件が充足されること（又は放棄されること）を条件として、本公開買付けを2026年1月15日から開始する可能性がある旨の連絡を受けたとのことです。そのため、対象者が、2025年6月3日開催の対象者取締役会において、本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年6月3日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問することを決議していたことを受けて、本特別委員会は、2025年11月25日から本日までに合計12回、本特別委員会を構成する委員全員出席のもと開催され、これらの各開催日間においても電子メール等を通じて審議・意思決定等を行う等して、本特別委員会が2025年6月3日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かに関して、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、本特別委員会は、対象者が新たに起用した第三者算定機関であるEYSCについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認をしたとのことです。そして、本特別委員会は、2025年6月3日以降、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行うとともに、対象者に対し、本買付価格変更に至る対象者とトヨタ不動産又は公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において実質的に関与したとのことです。（i）本特別委員会の独自のリーガル・アドバイザーである外苑法律事務所から受けた法的助言、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言、及び2026年1月13日付で本特別委員会が三菱UFJモルガン・スタンレー証券から提出を受けた2026年1月13日付対象者株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）及び本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）の内容、並びに（ii）対象者のリーガル・アドバイザーである西村あさひから受けた法的助言、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券から取得した2026年1月13日付対象者株式価値算定書（SMB C日興証券）及び本フェアネス・オピニオン（SMB C日興証券）並びに対象者の第三者算定機関であるEYSCから取得した対象者株式価値算定書（EYSC）及び本フェアネス・オピニオン（EYSC）の内容を踏まえつつ、本追加諮問事項について検討した結果、本特別委員会は、2026年1月14日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、2026年1月14日付答申書を提出しているとのことです。2026年1月14日付答申書の詳細につきましては、2026年1月14日付対象者プレスリリースの添付資料をご参照ください。

(変更後)

<前略>

⑤ 本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないことについて

<中略>

その後、対象者は、2025年12月5日、公開買付者から、英国金融規制対応に係るクリアランス手続の進捗次第で、本公開買付前提条件が充足されること（又は放棄されること）を条件として、本公開買付けを2026年1月15日から開始する可能性がある旨の連絡を受けたとのことです。そのため、対象者が、2025年6月3日開催の対象者取締役会において、本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年6月3日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問することを決議していたことを受けて、本特別委員会は、2025年11月25日から2026年1月14日までに合計12回、本特別委員会を構成する委員全員出席のもと開催され、これらの各開催日間においても電子メール等を通じて審議・意思決定等を行う等して、本特別委員会が2025年6月3日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かに関して、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、本特別委員会は、対象者が新たに起用した第三者算定機関であるEYSCについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認をしたとのことです。そし

て、本特別委員会は、2025年6月3日以降、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行うとともに、対象者に対し、本買付価格変更に至る対象者とトヨタ不動産又は公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において実質的に関与したとのことです。(i) 本特別委員会の独自のリーガル・アドバイザーである外苑法律事務所から受けた法的助言、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言、及び2026年1月13日付で本特別委員会が三菱UFJモルガン・スタンレー証券から提出を受けた2026年1月13日付対象者株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)及び本フェアネス・オピニオン(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の内容、並びに(ii) 対象者のリーガル・アドバイザーである西村あさひから受けた法的助言、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券から取得した2026年1月13日付対象者株式価値算定書(SMB C日興証券)及び本フェアネス・オピニオン(SMB C日興証券)並びに対象者の第三者算定機関であるEYSCから取得した対象者株式価値算定書(EYSC)及び本フェアネス・オピニオン(EYSC)の内容を踏まえつつ、本追加諮問事項について検討した結果、本特別委員会は、2026年1月14日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、2026年1月14日付答申書を提出しているとのことです。2026年1月14日付答申書の詳細につきましては、2026年1月14日付対象者プレスリリースの添付資料をご参照ください。

その後、対象者が、公開買付者より、2026年3月3日、本買付価格再変更を行う予定である旨を示されたことを受けて、同月4日、本特別委員会に対して、本買付価格再変更を前提としても、2026年1月14日付答申書の答申内容である賛同・応募推奨意見に変更がないかにつき諮問したところ、本特別委員会は、2026年3月4日に本特別委員会を開催した上で検討を行い、同月6日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、2026年3月6日付追加答申書を提出したとのことです。2026年3月6日付追加答申書の詳細につきましては、2026年3月6日付で対象者が公表した「(変更)「トヨタ不動産株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨の意見表明のお知らせ」の一部変更について」の別添2をご参照ください。

(ix) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見
(変更前)

<前略>

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 対象者の意思決定の内容」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、2025年6月3日時点における対象者の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

なお、取締役の寺師茂樹氏は、2024年4月までトヨタ自動車に在籍していたことから、取締役の熊倉和生氏は、現にトヨタ自動車の調達本部長を兼務していることから、利益相反のおそれを回避する観点より、いずれも上記2025年6月3日開催及び2026年1月14日開催の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また対象者の立場において、本取引に関する検討並びにトヨタ不動産及びトヨタ自動車との協議及び交渉に参加していないとのことです。また、上記2025年6月3日開催及び2026年1月14日開催の取締役会には、対象者の監査役4名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(変更後)

<前略>

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 対象者の意思決定の内容」に記載のとおり、2026年1月14日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、2025年6月3日時点における対象者の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

なお、取締役の寺師茂樹氏は、2024年4月までトヨタ自動車に在籍していたことから、取締役の熊倉和生氏は、現にトヨタ自動車の調達本部長を兼務していることから、利益相反のおそれを回避する観点より、いずれも上記2025年6月3日開催、2026年1月14日及び2026年3月6日開催の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また対象者の立場において、本取引に関する検討並びにトヨタ不動産及びトヨタ自動車との協議及び交渉に参加していないとのことです。また、上記2025年6月3日開催、2026年1月14日開催及び2026年3月6日開催の取締役会には、対象者の監査役4名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(x) 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保
(変更前)

公開買付期間は、20営業日に設定されておりましたが、本公開買付け開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様对本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を31営業日に変更しておりました。また、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、対象者の株主の皆様对本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026年3月2日、公開買付期間を41営業日に変更しております。

また、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的長期間が確保されております。また、トヨタ不動産は、対象者との間において、対象者による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、トヨタ不動産は、対象者の株主の皆様对本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えております。

(変更後)

公開買付期間は、20営業日に設定されておりましたが、本公開買付け開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様对本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を31営業日に変更しておりました。また、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、対象者の株主の皆様对本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026年3月2日、公開買付期間を41営業日に変更しておりました。その後、本公開買付価格を変更したことに伴い、2026年3月6日、公開買付期間を45営業日に変更しております。

また、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的長期間が確保されております。また、トヨタ不動産は、

対象者との間において、対象者による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、トヨタ不動産は、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えております。

(7) 買付代金

(変更前)

4,255,817,438,400 円

(注)「買付代金」は、上記「(5) 買付予定の株券等の数」に記載した、買付予定数に本公開買付価格(18,800円)を乗じた金額です。

(変更後)

4,663,289,320,800 円

(注)「買付代金」は、上記「(5) 買付予定の株券等の数」に記載した、買付予定数に本公開買付価格(20,600円)を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(変更前)

2026年3月24日(火曜日)

(変更後)

2026年3月30日(月曜日)

なお、本買付条件の変更の具体的内容は、本公開買付けの条件変更に関して公開買付者が2026年3月6日に提出した公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。

以上

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式である対象者株式を対象としています。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じです。）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースの中に含まれる財務情報は、国際会計基準（IFRS）に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者とはならないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者（affiliate）は、これらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点でトヨタ不動産株式会社（以下「トヨタ不動産」といいます。）が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、トヨタ不動産、公開買付者及びそれぞれの関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取る可能性があります。